

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 経営局 農地政策課）

項 目 名	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置		
税 目	登録免許税（租法77条の2）		
要 望 の 内 容	<p>〈制度の概要〉 農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合には、当該土地の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、取得後1年以内に登記を受けるものに限り1,000分の10とする。</p> <p>〈要望の内容〉 2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

担い手への農地集積・集約化と農地の確保

(2) 施策の必要性

① 現在、我が国では農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めている。農地中間管理機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受けまとまった形にして転貸できるリース方式を中心に、農地の権利移転を行うこととしているところ。

一方で、北海道のように農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、従来同様、売買による農地の集積も円滑に進むようにしていく必要があることから、機構は農地売買等事業を行えるよう法律上措置されている（農業経営基盤強化促進法第7条第1号）。

農地売買等事業は、機構自らが取得した農地を利用することを目的としておらず、離農者等から機構が農地を買い入れ、中間保有を行った後に、規模拡大を志向する担い手へ売り渡す事業であり、本特例措置は、機構が農地を取得する際の費用を軽減し、担い手に対する売渡価格への転嫁を軽減することで、当該事業の円滑な推進に寄与している。

また、令和2年4月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第12号）により、農地中間管理事業については、①地域の話し合いを再活性化するための人・農地プランの実質化、②農地の集積・集約化を支援する体制の一体化を図るための農地利用集積円滑化団体と農地バンクの統一体化、③農地バンクの手続きの簡素化等の見直しが行われ、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を進めているところであり、こうした観点から担い手が機構から農地を取得する際の費用負担の軽減を図る本特例措置を引き続き措置していく必要がある。

② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

イ 食料・農業・農村基本法第23条

国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

ウ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保
		政策の達成目標	今後10年間（令和5年度）で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地面積の割合を8割（現状は約6割）に拡大していく。
	政策目標の達成状況	令和3年3月末における担い手への農地集積率は58.0%となっている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(令和4年度見込み) 対象者数： 2,208件 適用件数： 2,208件 (算出根拠の詳細は別紙のとおり)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	担い手への農地集積・集約化の機能を有する農地中間管理機構が、所有者から取得した農地を担い手に売り渡すことにより、担い手の経営規模の拡大、農地の利用集積を促進するものであり、日本再興戦略（平成25年6月14日）に掲げる目標達成に寄与するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地中間管理機構が農地を取得する場合の納税義務の免除等（不動産取得税）（地法73条の27の6①）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和3年度予算額60億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農地中間管理機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は農地中間管理機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>機構が行う農地売買等事業は、機構を仲介することで担い手への農地集積・集約化を円滑に進めることを目的としている。一方で、機構が農地等を取得した際の登録免許税については、担い手の売渡価格に転嫁されてしまうことから、担い手の費用負担を極力軽減するために本特例措置を講じることは妥当と考えている。</p> <p>また、本特例措置の適用対象は、機構が買い入れた農地等に限られており、政策目的の達成のために必要最小限の措置となっている。</p>																								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1" data-bbox="549 573 1485 835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29年</th> <th>H30年</th> <th>R元年</th> <th>R2年 (推計値)</th> <th>R3年 (推計値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象件数</td> <td>2,109</td> <td>2,150</td> <td>2,366</td> <td>2,208</td> <td>2,208</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2,109</td> <td>2,150</td> <td>2,366</td> <td>2,208</td> <td>2,208</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>7.6</td> <td>7.0</td> <td>7.5</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計）</p>	区分	H29年	H30年	R元年	R2年 (推計値)	R3年 (推計値)	対象件数	2,109	2,150	2,366	2,208	2,208	適用件数	2,109	2,150	2,366	2,208	2,208	減税額 (百万円)	7.6	7.0	7.5	7.4	7.4	
	区分	H29年	H30年	R元年	R2年 (推計値)	R3年 (推計値)																					
	対象件数	2,109	2,150	2,366	2,208	2,208																					
	適用件数	2,109	2,150	2,366	2,208	2,208																					
減税額 (百万円)	7.6	7.0	7.5	7.4	7.4																						
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																										
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>平成30年における農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）は約9.4万haであり、そのうち有償所有権移転による面積は約2.1万ha、権利移動面積の2割を占め、平成30年度の機構の売買面積も6.3千haと、権利移動の面積の約1割（有償所有権移転面積の約3割）を占めている。</p> <p>特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入のニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。</p> <p>本特例措置は、機構の登録免許税の負担を軽減し、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することで集積を円滑に進められることから、手段として有効である。</p> <p>※農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）及び有償所有権移転面積は、平成30年農地の権利移動・借賃等調査より算出。</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>今後10年で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。</p>																									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>担い手への農地集積面積は58.0%にとどまっており、今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>																									

これまでの 要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 2年延長 平成30年度 2年延長 令和2年度 2年延長
---------------	---